

松原地区福祉ひろば利用規定

1 目的

この規定は、松本市地区福祉ひろば条例に基づき、松原地区福祉ひろば（以下「福祉ひろば」という。）の円滑な利用、適正な維持管理を図り、地域福祉向上のため利用の促進を図ることを目的とする。

2 開館日・開館時間

- (1) 開館日 …年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く毎日。
- (2) 開館時間…月曜日から金曜日までを通常開館日とし、午前9時から午後5時を通常開館時間とする。
- (3) 専用利用…通常開館日の午後5時から午後10時と、土・日・祭日は、松原地区公民館・福祉ひろば事業推進協議会関係団体の専用利用とする。

3 利用申請

- (1) 福祉ひろばを利用しようとする者は、備え付けの利用者受付簿に必要事項を記入してから利用する。
- (2) 団体が福祉ひろばを専用して利用する場合は、あらかじめ予約を必要とする。
- (3) 専用利用を行う場合は、松原地区公民館・福祉ひろば事業推進協議会が認めた推進協議会関係団体とする。

4 利用の制限

福祉ひろばを利用しようとする者が、次のいずれかに該当するときは利用を許可しない。

- (1) 施設・備品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (2) 公益・公安を害し、風俗をみだす恐れがあると認められるとき。
- (3) 酒宴を目的とした会合等で利用するとき。

5 行為の制限

福祉ひろば利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設の現状を変更すること。
- (2) 物品の販売をすること。
- (3) 布教活動・政治活動を行うこと。
- (4) 指定された場所以外で喫煙をすること。
- (5) 飲酒を行うこと。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (7) 子どもだけで飲食すること。
- (8) 施設等を独占し、他の利用者に支障をきたすこと。
- (9) 他の利用者の迷惑となる行為を行うこと。

6 利用の禁止

利用者が松本市地区福祉ひろば条例及びこの規定に違反した場合は、利用の許可を取り消すものとする。

7 利用者の管理責任

利用者は福祉ひろばの利用に際して次の利用者責任を負うものとする。

- (1) 福祉ひろば施設・備品等の維持管理を行うこと。
- (2) 利用後の窓等の施錠、消灯、電気器具の停止、火気等の点検を実施すること。
- (3) 通常開館日及び通常開館時間帯以外の利用の場合、福祉ひろば入口の施錠を行うこと。
- (4) 利用後はただちに施設、使用備品等を現状に回復すること。
- (5) 利用後には清掃を実施すること。
- (6) 利用に際して出たゴミは各自持ち帰ること。

8 突発的な事故等への対応

突発的な事故が発生した場合は人道的な見地に立って適切な対応をするとともに、福祉ひろば職員に連絡すること。

9 鍵の取り扱い

- (1) 関係団体の専用利用日及び時間帯の使用に際しては、利用者が事前に地区公民館から借用する。
- (2) 鍵の受け渡し時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 鍵の返納は、建物入口ポストに返納する。
- (4) 鍵の又貸し、複製は禁止する。

10 損害賠償等

利用者が施設・備品等を損傷し、また損失したときは、その損害を賠償しなければならない。利用者が行わない場合は市が代行し、利用者から費用を徴収する。

11 管理の補助

開館日に福祉ひろば職員がやむを得ない理由により不在の場合は、推進協議会が指名した者が管理に当たるものとする。

付則 この規定は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。